

1. 件 名：東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉に係る照射燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について

2. 日 時：令和2年9月30日 17:30～17:45

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、平野室長補佐

東北電力株式会社

原子力部 課長 他3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要 旨

東北電力株式会社より、廃止措置の認可を受けた同社女川原子力発電所1号炉において、使用済燃料集合体が十分な期間冷却されているかに関して、原子力規制庁が求めていた、評価条件を現実的に設定した場合の使用済燃料からのスカイシャイン線等による周辺公衆の放射線被ばくについて、説明があった（資料1）。

原子力規制庁より、現実的な評価条件として考慮するとしている使用済燃料の体数、冷却期間、燃焼度の設定の考え方を整理するとともに、本日説明のあった概算評価でなく、認可を受けた廃止措置計画と同じ評価手法による結果を示すよう伝えた。

東北電力株式会社より、本日の指摘を踏まえ、対応する旨の回答があった。

6. その他

配布資料

資料1 「女川原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可における冷却告示への対応に対する説明について」